第21期第16回北海道内水面漁場管理委員会議事録

1 開催日時

令和5年11月28日(火曜日)13時30分

2 開催場所

札幌市中央区北3条西7丁目 第2水産ビル 8階 8BC会議室

3 出席委員

会長 杉若圭一、委員 中野信之、委員 小川勝士、委員 佐々木昇、 委員 渡邊哲也、委員 毛利元紀、委員 大井 昇、委員 牧野良彦、 委員 山口俊介、委員 小林美樹、委員 斉藤裕美、委員 古谷直樹、 委員 松田有宏 (出席13名)

4 議事録署名委員

毛利元紀、大井 昇

5 事務局

事務局長 荒井弘志

6 臨席者

水産林務部水産局漁業管理課 サケマス・内水面担当課長 野田勝彦

課長補佐 (資源管理) 物見文雄

資源管理係長 若山賢一

課長補佐 (遊漁内水面) 岡村淳一

遊漁内水面係長 小川元樹

遊漁内水面係 主事 大澤龍仁

地方独立行政法人北海道立総合研究機構さけます・内水面水産試験場

内水面資源部長 楠田 聡

研究主幹 安藤大成

7 議事事項

議案第1号 北海道資源管理方針の一部改正について(答申)

議案第2号 内水面における区画漁業権の免許申請について(答申)

議案第3号 知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間等について (答申) 議案第4号 令和6年度目標増殖量について

8 報告事項

(1) 共同漁業権及び区画漁業権に係る資源管理の状況等の報告について

9 議事内容

(事務局)

ただ今から、第21期第16回北海道内水面漁場管理委員会を開催いたします。 開会にあたり、杉若会長からご挨拶申し上げます。

〔会長挨拶〕

(杉若会長)

委員会の開催にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

委員の皆様には、何かとお忙しい中、本日の委員会にご出席いただきありがとうございます。また、本日の委員会には、野田さけます・内水面担当課長を始めとして漁業管理課の皆様やさけます内水面水産試験場の皆様にもご臨席いただき、心からお礼申し上げます。委員会の審議につきまして、ご指導ご助言をいただきますよう、よろしくお願いいたします。先ほど、事務局長からお知らせがありましたけど野川前会長におかれましては、平成25年から10年7カ月の長きに渡り会長職を務められてこられました。また、その間、全国内水面漁場管理委員会連合会の会長職も務められるなど、北海道だけでなく全国の内水面の振興に尽力されてきた方でございます。大変残念ではありますけれども、野川さんの想いを引き継いで、この委員会で活発な議論をし、ひいては北海道の内水面の振興につなげていけるような会議にしたいと思っております。

さて、本日の委員会は、4つの議案と1つの報告事項が用意されております。また、ご案内のとおり15時からヤマベの放流に関する勉強会を予定しています。やや長時間になりますが、委員の皆様には、活発なご審議と委員会の運営にご協力をお願い申し上げ、簡単ではございますが、開催にあたっての挨拶とさせていただきます。

本日は、よろしくお願い申し上げます。

(事務局)

続きまして、北海道水産林務部を代表しまして、野田サケマス・内水面担当課長からご 挨拶をお願いします。

〔来賓挨拶〕

(野田サケマス・内水面担当課長)

サケマス・内水面担当課長の野田です。

北海道内水面漁場管理委員会の開催にあたりまして、ご挨拶申し上げます。本日は、杉若会長の就任後、最初の委員会であり、また、新たに就任されました小林委員が出席され、新体制での委員会の開催となります。委員の皆様におかれましては、改めましてご指導を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

さて、令和4年7月からご審議をいただいておりました漁業権の切替につきましては、本年5月に答申いただいた内水面漁場計画に基づきまして、第15次の区画漁業権の全ての漁場へ免許申請がありました。1月1日の免許に向けた手続を進めるため、本日、委員会への諮問に至ったところです。

また、本日は、北海道資源管理方針の一部改正や知事許可漁業に係る制限措置などの議事、報告が予定されていますのでご審議のほど、よろしくお願いいたしまして私の挨拶とさせていただきます。本日は、よろしくお願いいたします。

(事務局)

野田課長、ありがとうございました。

続きまして、本日出席の来賓の方々をご紹介します。

(順次、紹介)

この後の進行は、杉若会長にお願いいたします。

〔議事〕

(杉若会長)

それでは、最初に出席委員の人数報告をいたします。

本日は、委員定数18名中欠席委員5名で13名の委員に出席していただいておりますので、委員会は成立します。

次に、議事録署名委員ですが、本日は毛利委員と大井委員にお願いいたします。 それでは、議案の審議に入ります。

議案第1号の「北海道資源管理方針の一部改正について」を上程します。

諮問の内容等につきまして、漁業管理課から説明をお願いします。

(若山係長)

議案第1号の「北海道資源管理方針の一部改正について」資料に基づき説明します。 始めに、資料1の1ページの北海道資源管理方針の一部改正の諮問文をご覧ください。今 回の諮問の内容は、漁業法第14条第9項の規定に基づき、北海道資源管理方針を一部改 正するにあたって、同条第10項において準用する同条第4項の規定に基づき、第171条 第4項の規定を適用し、当委員会の意見を聴くもので、定めようとしている内容は3ペー ジの別紙1のとおりとなっております。右が現行の北海道資源管理方針、左が改正案とな

っております。今回変更がある部分については、下線を引いた部分の別紙3-62のしじ み北海道内水面水域の追加となっております。今回の改正内容についてご説明いたしま す。5ページの資料1-1をご覧ください。今回の改正は北海道資源管理方針の別紙3の 魚種の追加なのですが、内水面漁場管理委員会の皆様には資源管理方針について馴染み がないと思いますので簡単にご説明させていただきます。国は水産改革の柱として、令和 2年12月に施行した改正漁業法に基づく新たな資源管理を推進しており、資源管理は 数量管理、いわゆる TAC 管理を基本とすることとしたところです。他方、TAC 管理だけ ではなく、漁業者による自主管理も引き続き重要な要素とされており、これまで資源管理 計画により行ってきた漁業者による自主的な資源管理は、令和5年度末までの間に、改正 漁業法に基づく認定協定へと移行していくこととしております。認定協定への参加は漁 業収入安定対策やセーフティネット事業等の要件となっており、現行の資源管理計画を 期日までにスムーズに協定に移行していく必要がありますが、協定を知事が認定するた めには、対象資源を北海道資源管理方針の別紙に位置づけ、資源管理の方向性を定める必 要があります。 このため、 これまで海面で漁獲される合計61の資源について、 北海道資 源管理方針の別紙3に資源管理の方向性、いわゆる資源管理の目標を定めてきたところ ですが、内水面の水域で漁獲されるしじみを対象として策定された資源管理計画も同様 に協定に移行する必要があることから、北海道の内水面の水域で漁獲されているしじみ の資源管理の方向性等を規定するため、今般、追加しようとするものです。なお、北海道 資源管理方針には北海道の資源管理に関する基本的な事項等を定めており、水産資源ご とに別紙を作成し具体的な資源管理の方針等を定めているもので、北海道のホームペー ジ上でも公表しております。今回定めようとするしじみの資源管理の方向性は、6ページ の資料1-2をご覧ください。しじみの北海道内水面水域の資源水準は中水準とし、5年 後を見据えて定める資源管理の方向性としては、中水準以上の資源水準を維持すること としたいと考えており、定期的な検証の際に、科学的な知見等に基づいて見直しを行って いきたいと考えております。なお、しじみは資源評価が行われている資源ではないことか ら、判断できる材料としましては漁獲量等の動向から資源水準の判定を行っており、さけ ます・内水面水産試験場の事業報告書の内容を参考とさせていただき、過去10年間の漁 獲量の平均を100とした時の直近の漁獲量の割合で判定しておりますので、今後資源 評価に基づく資源水準等が公表された場合には、その結果を踏まえて資源管理の方向性 を設定したいと考えております。7ページの資料1-3には改正後の全文と、一番後ろの 52ページに漁業法の関係条項を抜粋しておりますので後ほどお目通し願います。以上 で諮問内容の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げま す。

(杉若会長)

諮問の内容などについて漁業管理課からの説明が終わりました。 委員の皆様からご質問、ご意見などがありましたらお願いします。

(佐々木委員)

6ページの資源管理の方向性(案)についてですが、中程度の資源水準を維持するという考え方で、過年度の漁獲量を平均するとだいたい800トン、令和3年度の漁獲量が575.3トンなので72パーセントという数字だと思うのですが、西網走漁協の場合、資源調査を行い翌年の漁獲可能量を決めています。例えば、非常に産卵が多くある程度間引かなければ、しじみ自体の成長が悪くなります。仮に1,100トン位の水揚げが可能となった場合、中水準(60~140)以上の高水準(140以上)の範囲となりますが、高水準の漁獲可能量は設定できないということになるのでしょうか。

(若山係長)

北海道として、しじみの資源水準をどの程度に保って行くかという目標を定めるものであって、資源の水準がとても良い時は漁獲圧を増やし漁獲量を増やしても問題ないですし、漁獲量を増やすということを抑制しようとするものではありません。

(杉若会長)

他にご質問などがなければ、議案第1号の諮問については、妥当であると認められる 旨、知事に答申してもよろしいですか。

(異議ありません。)

(杉若会長)

それでは、そのように決定いたします。 ここで、資源管理係の皆さんは所用により退席されます。 本日は、ありがとうございました。

- 資源管理係退席 -

(杉若会長)

続きまして、議案第2号の「内水面における区画漁業権の免許申請について」を上程します。諮問の内容等につきまして、漁業管理課から説明をお願いします。

(小川係長)

議案第2号の「内水面における区画漁業権の免許申請について」説明します。右上に資料2と書かれている資料となります。1枚目は諮問文で、令和5年11月14日付けで北海道知事から北海道内水面漁場管理委員会に諮問しております。次に、3ページの資料2-1が免許申請一覧としてまとめたもの、5ページの資料2-2が適格性の基準や根拠法令、8ページの資料2-3が北海道内水面漁場計画の区画漁業権部分の抜粋となって

います。では、3ページの資料2-1の免許申請の一覧表をご覧ください。告示された区 画漁業権7件の漁場に対して各1件ずつ計7件、6名から免許申請がありました。申請者 はいずれも、現漁業権の実績者等となっております。この申請に対する審議を行っていた だきますので、先にその基準について説明します。6ページの資料2-2の裏面の中段を ご覧ください。漁業法第71条第1項の第1号から第4号には、知事が免許をしない場合 について規定されています。まず、漁業法第71条第1項第1号では、申請者が第72条 に規定する適格性を有する者ではないときと規定されています。では、第72条について ですが、第1項では、漁業権者が自ら漁業を営む個別漁業権に関する適格性が規定されて おり、今回の審査の基準に該当します。次に、第2項は漁業協同組合が管理する団体漁業 権に関する適格性について規定されており、第1号が区画漁業権の類似漁業権の場合の 適格性なので、こちらも今回の審査の基準に該当します。なお、第2号については今回の 審査には該当しません。漁業法抜粋では解りづらいので5ページの1枚目に戻ってもら い中段の「2 漁業法第72条免許についての適格性」をご覧ください。第1項は、個別 漁業権が対象であり、法令を遵守しない、引き続き遵守が見込まれない、暴力団員である 又は暴力団員が事業活動を支配する者など各号に該当しなければ適格性を有すると判断 しております。今回の申請では、胆振管内の胆内区第1号と第2号、十勝管内の十内区第 1号が該当します。続いて第2項第1号は、現に存在する区画漁業権が存続期間を満了し、 当該区画漁業権と概ね等しいと認められるものとして設定される団体漁業権が対象であ り、その組合員のうち関係地区内に住所を有し、当該漁業を営む者の属する世帯数が、関 係地区内に住所を有し、組合員以外で当該漁業を営む者の属する世帯数の三分の二以上 であれば適格性を有するという判断をすることになります。今回の申請では、釧路管内の 釧内区第1号、オホーツク管内の網内区第1~3号が該当します。 適格性の説明は以上と なり、次に、上段の「1 漁業法第71条における知事が免許しない場合」に戻ります。 第1項の第1号は先ほど説明した適格性についてなので、第2号から説明します。第2号 は、知事が告示した北海道内水面漁場計画の内容と異なる申請があった場合、第3号は、 同種の漁業を内容とする漁業権の不当な集中に至るおそれがある場合、第4号は、免許を 受けようとする漁場の敷地や水面が他人の占有に係る場合で占有者の同意がない場合と なっています。これら第1号から第4号に該当すると免許しないこととなります。審査の 基準についての説明は以上となります。では、3ページの資料2-1をご覧ください。今 回申請のあった、漁場番号毎の審査結果について説明します。

漁場番号、胆内区第1号、類似漁業権です。漁場の区域は、ウトナイ湖及び美々川、申請者は、荒木義信ほか5名、こちらは共同申請となっており申請者住所と氏名は4ページの別紙となっています。一覧表のとおり関係書類は添付されており、北海道内水面漁場計画どおりの申請内容で、申請者の適格性についても確認しております。

(以下、胆内区第2号から網内区第2号まで順に資料に基づき説明)

最後に、漁場番号 網内区第3号、類似漁業権です。漁場の区域は、コムケ湖の一部、 申請者は、紋別漁業協同組合、一覧表のとおり関係書類は添付されており、北海道内水 面漁場計画どおりの申請内容で、申請者の適格性についても確認しております。

道の審査についてですが、いずれの申請も、申請内容に不備がなく、漁業法第71条第1項第1号の適格性を有しており、同第2号の北海道内水面漁場計画どおりの申請内容で、同第3号の漁業権の不当な集中の恐れにも該当せず、同第4号の漁場の敷地や水面が他人の占有に係る場合にも該当せず適切に申請されており、いずれの申請も「免許をしない場合」には該当しておりません。以上で、内水面区画漁業権の免許申請について説明を終わります。

(杉若会長)

ただ今、漁業管理課から7件の漁場計画に対して各1件、計7件の申請があり、漁業法第72条第2項の適格性の基準、それから漁業法第71条の免許をしない場合に該当するか否かの基準から、漁業管理課において審査を行い、いずれも適格性を有しており、免許しない場合に該当しない旨、報告がありました。

委員の皆様からご質問、ご意見などがありましたらお願いします。

(大井委員)

共同漁業権は、漁業協同組合が免許を受けていましたが、区画漁業権は、個人や企業が申請できるのですか。個人や企業が適格性を有していれば、免許を受けることは可能なのでしょうか。

(小川係長)

個人や企業の区画漁業権の取得は可能です。実際、今回、胆海区第1号、同第2号に申請は、個人が申請しています。

(大井委員)

区画漁業権には、共同漁業権のような増殖義務はないのですか。

(小川係長)

第五種共同漁業権には増殖義務が課せられておりますが、区画漁業権は自ら水産動植物を放して育てて回収するという漁業なので増殖義務はございません。

(杉若会長)

他にご質問等はございませんか。

(小林委員)

胆海区第1号には6名の方が共同で申請していますが、それぞれについて適格性を判

断したのですか。

(小川係長)

それぞれについて、漁業法第71条第1項の第1号から第4号に該当しないということを確認しています。

(杉若会長)

他にご質問などがなければ、第15次内水面区画漁業権の免許申請者は、全員、漁業法第72条第2項による適格性を有しており、漁業法第71条の免許をしない場合に該当しないと認められるので、免許することは妥当である旨、知事に答申してもよろしいでしょうか。

(異議ありません。)

(杉若会長)

それでは、そのように決定いたします。

続きまして、議案第3号の「知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間等 について」を上程します。最初に事務局から説明します。

(事務局)

議案第3号の「知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間等について」説明します。資料3をご覧ください。令和2年12月1日に施行されました改正漁業法により、大臣許可漁業の規定を準用する形で知事許可漁業の手続きが法定化され、知事が許可等をしようとするときは制限措置を定めて、制限措置の内容及び申請すべき期間を公示することになりました。また、これらを定めるときは、委員会の意見を聴かなければならないとされており、今般、オホーツク総合振興局管内と留萌振興局管内の小型機船底びき網漁業(しじみがい)について、それぞれ諮問があったものでございます。事務局からの説明は以上です。

(杉若会長)

続きまして、漁業管理課から諮問の具体的な内容等について、説明をお願いします。

(小川係長)

右上に資料3と書かれている資料となります。1ページは概要、3ページはオホーツク総合振興局からの諮問文、4ページは告示案、9ページは留萌振興局からの諮問文、10ページは告示案となっております。漁業許可においては、北海道漁業調整規則により原則、漁業種類、操業区域などの制限措置とともに申請すべき期間を定め、申請者が適格性に抵触せず、制限措置の範囲内の内容であれば、許可しなければならないとされています。こ

れを定めるに当たっては、事務局からの説明にもありましたが、漁業法及び北海道漁業調 整規則に基づき、内水面漁場管理委員会の意見を聴くとされていることから、今回、オホ ーツク及び留萌管内のしじみがい漁業に係る制限措置及び申請期間について諮問するも のです。なお、公示については、各振興局のホームページで行う予定となっております。 では、手続きについて説明しますので、15ページをご覧ください。漁業許可の手続きで すが、継続許可と新規許可があり、継続許可は、今回該当しませんが知事が指定する継続 漁業は「中型まき網漁業」、「ししゃもこぎ網漁業」や「小型さけます流し網漁業」などが 該当します。新規許可は、継続許可以外の漁業であり、今回の内水面におけるしじみ桁網 漁業は新規許可の手続きとなり、申請に先立ち制限措置等の公示を行うに当たり委員会 に諮問するものです。しじみ桁網漁業とは、漁船を使って河川や湖沼の底をジョレンを曳 いて漁獲するというイメージです。厳密には、漁場の少し離れたところにアンカーを設置 し、漁船の巻き上げ機能でロープを巻き上げジョレンを曳くことになりますが、イメージ として漁船でジョレンを曳くという漁業になります。許可の流れですが、諮問、公示後、 申請期間内に北海道が申請を受け付け、適格性等を審査した上で許可処分を行うことと なります。なお、北海道の内水面で知事許可漁業が行われるのは、今回、諮問しますオホ ーツクと留萌管内のしじみ漁業のみとなっており、オホーツク管内では、網走漁協が網走 川、西網走漁協が網走川と網走湖、紋別漁協及び湧別漁協がシブノツナイ湖、雄武漁協が 御西川を、留萌管内においては、北るもい漁協が天塩川とパンケ沼などを操業区域とし、 主に5トン未満の船外機船により操業されています。次に、振興局ごとの公示案を説明し ます。まずは4ページをご覧ください。こちらは、オホーツク総合振興局の公示案となり ますが、操業区域は、網内共第3号、同第4号、同第6号、同第8号の漁場区域で、漁業 時期は、2月1日から12月31日まで、隻数は第3号と第4号を操業区域とする場合は 41隻以内、第3号のみの場合は15隻以内、第6号は22隻以内、第8号は10隻以内 です。トン数は、第3号、第4号、第6号が15トン未満、第8号が5トン未満、漁業を 営む資格は、1 オホーツク総合振興局管内に住所を有する者、2 漁業権又は組合員行 使権を有する者、申請期間は随時となっており、その他の内容は備考欄に記載のとおりと なっています。5ページから7ページには、許可等に関する制限措置等の取り扱いを参考 添付しておりますので後ほどご確認ください。次に10ページをご覧ください。こちらは 留萌振興局の公示案となりますが、操業区域は、留内共第1号の漁場区域で、漁業時期は、 5月1日から12月31日まで、隻数は33隻以内、トン数は5トン未満、漁業を営む資 格は、1 留萌振興局管内(天塩郡幌延町を含む)に住所を有する者、2 漁業権又は組 合員行使権を有する者、申請期間は、令和6年3月1日から令和6年11月30日までと なっており、その他の内容は備考欄に記載のとおりとなっています。11ページから13 ページには、許可等に関する制限措置等の取り扱いを参考添付しておりますので、後ほど ご確認ください。なお、これらの内容については、関係漁業者などと十分に協議した内容 となっています。説明は以上です。

(杉若会長)

ただ今、事務局と漁業管理課から諮問に至った経過や諮問の具体的な内容についての 説明がありました。

委員の皆様からご質問、ご意見などがありましたらお願いします。

.

(杉若会長)

私の方からよろしいでしょうか。15ページに知事許可の手続が記載されております。 今回の諮問は、2の新規許可でいうと制限措置の公示についての諮問となりますが、適格 性の審査の下の矢印に内水面漁場管理委員会から意見が付いています。これは公示枠を 超えた申請があった場合、委員会の意見が求められるということになるのでしょうか。

(小川係長)

適格性の審査を振興局で行います。ここで適格性が無く不許可になる場合に委員会の 意見を聴くことになります。

(杉若会長)

他にご質問などはありませんか。

(ありません。)

(杉若会長)

ご質問がなければ、議案第3号の諮問ついては、妥当であると認める旨、知事に答申してもよろしいですか。

(異議ありません。)

(杉若会長)

それでは、そのように決定します。

続きまして、議案第4号の「令和6年度目標増殖量について」を上程します。

関連がありますので、先に報告事項(1)の「共同漁業権及び区画漁業権に係る資源管理の状況等の報告について」を説明して、その後。議案第4号の説明を行います。

報告事項(1)について、漁業管理課から説明をお願いします。

(小川係長)

報告事項(1)の「共同漁業権及び区画漁業権に係る資源管理の状況等の報告について」説明します。右上に資料5と書かれている資料となります。11ページの根拠法令をご覧

ください。漁業法第90条第1項に基づき、漁業権者は漁業権の内容たる漁業における資 源管理の状況、漁場の活用状況について知事に報告しなければならないことになってい ます。また、漁業法第90条第2項の規定及び法施行規則第28条第3項により、報告を 受けた知事は、報告に係る意見を付して、1年に1回以上内水面漁場管理委員会に報告す ることになっています。なお、参考までですが、漁業法91条では、漁場を適切に利用し ないことにより、他の漁業者が営む漁業の生産活動に支障を及ぼし、又は海洋環境の悪化 を引き起こす。合理的理由がないにも関わらず漁場の一部を利用していないに該当する 状態にあると認める時は、知事は漁業権者に対して、指導、勧告を行うことになり、その 際、内水面漁場管理委員会の意見を聴かなければならないことになっています。今回、内 水面における共同漁業権者及び区画漁業権者からの令和4年度漁期の資源管理の状況等 の報告があり、取りまとめましたので報告いたします。1ページは、知事から内水面漁場 管理委員会会長への通知文、2 ページから10ページは報告の一覧、11ページは根拠法 令を添付しております。では、3ページをご覧ください。これは、漁業権者からの報告を 一覧表にまとめたものです。まずは、一覧表の構成について説明します。表の左側から振 興局、漁業権者、漁業権番号、漁場の位置及び区域、漁業種類、漁業の名称、対象期間、 資源管理の取組状況、増殖の取組状況、漁場の活用状況となっています。このうち、一覧 表の右から3つ目の資源管理の取組状況は、漁業関係法令を遵守している、適切な資源管 理を実施しているかなどで判断しています。一覧表の右から2つ目の増殖の取組状況は、 第五種共同漁業権は増殖義務があることから、増殖実績の有無で判断しています。一覧表 の一番右の漁場の活用状況は、漁場や操業期間を有効に活用しているかで判断していま す。例えば、石内共第1号の「わかさぎ」についてですが、資源管理の取組状況は、行使 規則に基づき漁業生産が行われており、体長制限や禁止区域を設定するなど資源管理も 行われていることから「適切と認められる」と判断しています。増殖の取組状況は、卵の 放流を実施しており「適切と認められる」と判断しています。漁場の活用状況は、漁業権 区域、操業期間を相当程度利用し漁業や増殖を行っていることから「有効と認められる」 と判断しています。一覧表を見ていただくと「適切と認められない」や「有効と認められ ない」場合がありますので、理由とともに説明します。

・まず、渡島総合振興局 渡内共第2号

あゆ漁業の増殖の取組が適切と認められませんでしたが、理由として、種苗購入先の都合で輸送ができなかったとのことで、漁業者の責めによらないと判断しております。しかし、道としては、種苗放流以外の増殖の取り組みの検討もあることから、次年度は増殖の取組を幅広に行うよう口頭で指導しております。

・続いて日高振興局 日内共第2号

こい漁業の増殖の取組で適切と認められない、漁場の活用で有効と認められませんでしたが、漁協は活用計画がないとのことでしたので、第7次漁業権を持って廃止となっています。やまべ漁業についても、漁場の活用で有効と認められませんでしたが、漁協は活用計画がないとのことでしたので、こちらも第7次共同漁業権を持って廃止となってい

ます。

・次に釧路総合振興局 釧内共第6号と同第7号

ちか漁業の増殖の取組で適切と認められない、漁場の活用で有効と認められませんで したが、漁協は活用計画がないとのことでしたので、第7次共同漁業権を持って廃止とな っています。

・同じく釧路総合振興局 釧内共第9号

まりも漁業の漁場の活用で有効と認められませんでしたが、漁協は活用計画がないとのことでしたので、第7次共同漁業権を持って廃止となっています。

・同じく釧路総合振興局 釧内共第9号と同第10号

はぜ漁業の増殖の取組で適切と認められない、漁場の活用で有効と認められませんで したが、漁協は活用計画がないとのことでしたので、第7次共同漁業権を持って廃止とな っています。

・続いて根室振興局 根内共第3号、同第4号、同第5号

ちか漁業の増殖の取組で適切と認められない、漁場の活用で有効と認められませんで したが、漁協は活用計画がないとのことでしたので、第7次共同漁業権を持って廃止とな っています。

・続いてオホーツク総合振興局 網内共第1号

おごのり漁業の漁場の活用で有効と認められませんでしたが、漁協は活用計画がない とのことでしたので、第7次共同漁業権を持って廃止となっています。

- ・同じくオホーツク総合振興局 網内共第7号と同第8号 わかさぎ漁業、しらうお漁業、ちか漁業、きゅうりうお漁業の増殖の取組で適切と認め られない、漁場の活用で有効と認められませんでしたが、漁協は活用計画がないとのこ とでしたので、第7次共同漁業権を持って廃止となっています。
- ・続いて宗谷総合振興局 宗内共第1号

わかさぎ漁業の増殖の取組が適切と認められませんでしたが、理由として、種苗購入先の都合で購入ができなかったとのことでしたので、漁業者の責めによらないと判断しております。しかし、道としては、種苗放流以外の増殖の取り組みの検討も進めるよう口頭で指導しております。

続いて、9ページの区画漁業権となります。石狩振興局の石内区第1号、胆振総合振興局の胆内区第1号、日高振興局の日内区第1号、十勝総合振興局の十内区第1号と同第3号、オホーツク総合振興局の網内区第1号、空知総合振興局の空内区第1号、上川総合振興局の上内区第1号は、いずれも漁場の活用について有効と認められず、第14次区画漁業権を持って廃止予定となっています。なお、本来、「適切や有効と認められない場合」や「有効と認められない場合」で合理的理由がない場合は、漁業法第91条の手続きに則った指導等について委員会の意見を伺うところですが、今回の漁業権切替の中で、既に廃止又は廃止予定となっていることから、手続きに則った指導は行わないと考えています。説明は以上となります。

(杉若会長)

ただ今、説明がありました資源管理の状況等の報告について、委員の皆様からご意見、 ご質問などありましたらお願いします。

(斉藤委員)

増殖の活用状況の欄に「適切と認められる」と「適切と認められない」以外に「- (ハイフン)」と記載されているカ所がありますが、これはどのような意味ですか。

(小川係長)

第五種共同漁業権は増殖義務がありますが、第一種共同漁業権には増殖義務がありませんので、表で整理するところでは、第一種共同漁業権の増殖の取組状況の欄を一律、ハイフンで表記しています。

(杉若会長)

他に、ご意見等はありませんか。

(ありません。)

(杉若会長)

それでは、続きまして議案第4号の「令和6年度目標増殖量ついて」漁業管理課から説明をお願いします。

(小川係長)

議案第4号の「令和6年度目標増殖量について」説明します。右上に資料4と書かれている資料となります。昨年の10月、最初に漁業権の切り替えに係る説明をした際に、目標増殖量について触れ、まだ先のことで詳細については改めて説明するとしておりました。今回、目標増殖量を設定する時期となりましたので改めて説明いたします。1ページの1の趣旨からでございますが、漁業法第168条では、第五種共同漁業権において、漁業権者には増殖義務があり、知事は漁業権者が増殖を怠っていると認めるときは増殖を命令し、その命令に従わないときは、漁業権を取り消さなければならないとされております。また、第五種共同漁業の留意事項として、水産庁の技術的助言で、委員会が毎年定める目標増殖量についての記載があるところです。まずは、増殖義務と目標増殖量の関係について、2のフロー図で説明します。フローの右側あたりに道が策定した増殖指針とありますが、この増殖指針を踏まえ、漁業権者は免許期間中の増殖計画を策定し、毎年、増殖行為を行っていくことになりますが、免許期間は10年あり、その間、漁場環境が変化することが想定されます。このため、水産庁の技術的助言では、漁業権者が計画的に資源の

増殖を行うことができるよう、委員会が毎年その年度の目標増殖量を各漁業権者に示し、 漁業権者は委員会が策定した目標増殖量を目標に増殖行為を行うという形になります。 知事及び委員会は目標増殖量を達成するよう漁業権者を指導し、また、毎年、漁業権者か ら増殖実施状況の報告を求めることとなっております。増殖実施の状況から、仮に増殖を 怠っている(法第169条)と判断されれば、漁業権者に代わり道が増殖計画を策定する ことになり、それに従わなければ漁業権の取り消しとなってしまいます。次に2ページで すが、目標増殖量に関する設定までの流れを3のフロー図で説明します。漁業権者は、漁 業法第90条に総会終了後60日以内に資源管理状況報告を道に提出します。道は資源 管理状況報告を取りまとめ、委員会に報告します。先ほど説明しました報告事項(1)が これに当たります。委員会は、道の増殖指針、道から報告される資源管理状況報告、地域 の実情、試験研究機関からの助言を踏まえ、目標増殖量を設定していただきます。その後、 委員会は、目標増殖量を各漁業権者に示し、委員会名で目標増殖量をインターネットなど 適切な方法で一括公示するという流れになります。4のスケジュールについては、今の説 明を時系列で表したもので、今回、詳細は省略しますが、本日は12月のR6目標増殖量 と囲った所に該当します。最後の7ページには、これまで説明した内容の根拠として、漁 業法と水産庁の技術的助言を抜粋したものを添付しておりますので、後ほど、お目通しい ただければと思います。目標増殖量の考え方についての説明は以上となります。

令和6年度の目標増殖量の設定についてですが、先ほどの説明のとおり、今後は目標増殖量を踏まえた資源管理状況等の報告で実績を確認しながら道の増殖指針、地域の実情、試験研究機関からの助言を踏まえて次年度の目標増殖量を設定していただくことになりますが、令和6年度については、第8次共同漁業権が9月1日から始まったばかりであり、道の増殖指針を踏まえた増殖行為というのは、多くの漁業権者は令和6年度の春からの取り組みとなること。道の増殖指針を公表した5月以降、災害等これまで大きな河川環境の変化があったと聞いていないことであることを参考まで申し添えさせていただきます。

(事務局)

続きまして事務局から説明いたします。

資料の3ページから6ページまでが委員会名で公示する公示案となっております。令和6年度の目標増殖量について表の左から免許番号、漁業権者、漁場の区域、魚種、増殖方法、目標増殖量を漁場ごとに記載しております。令和6年度の目標増殖量の数値等につきましては、ただ今、漁業管理課から説明がありましたとおり、道の増殖指針を踏まえた本格的な増殖行為は令和6年度からの取組みとなること、道の増殖指針を公表した5月以降、大きな河川環境の変化があったと聞いていないということでありますので、道が本年5月に公表した増殖指針の内容と同じ内容で設定したいと考えております。ご審議の程よろしくお願いします。事務局からの説明は以上です。

(杉若会長)

漁業管理課と事務局からの説明が終わりました。 委員の皆様からご質問、ご意見などがありましたらお願いします。

.

(杉若会長)

私の方からお伺いしてもよろしいでしょうか。

本年の4月それよりも前かも知れません。目標増殖量について委員会に資料が示され その時に思ったことですが、この中には、生態学的な知見に基づいてどうなのかなという 増殖方法もあります。増殖方法等について、これから少し漁業権者とのすり合わせも必要 だと思うのですが変えていくことは可能なのかどうかお伺いします。

(小川係長)

河川環境の変化等もあるかと思いますので、増殖指針にこだわるものではないと思っています。各漁業権者が対外的に説明できるものなら変えてもかまわないと思っております。

(杉若会長)

他にご意見、ご質問はございませんか。

(大井委員)

過去の実績を踏まえて数値を出しているのでしょうが、これに意見を求められても具体的に多いのか少ないのか、増殖に関わる方なら解るのでしょうけど、この資料では解らないというのが私の意見です。

(杉若会長)

確かにごもっともなご意見だと思います。そもそも内水面魚貝類に関しては、効果的というか効率的な増殖方法はほとんど確立されていません。当然、放流効果や増殖効果を数字的に現すのは非常に難しいものだと思っております。ここに載せているのは、漁業権者ができる増殖行為を載せております。したがって、効果があるのかどうかを判断するのではなくて、漁業権の維持にとってこの方法等が増殖行為として見れるかどうかで判断していただければいいと思います。

(杉若会長)

さけます内水面水産試験場の方から何かご意見等はございませんか。

(楠田部長)

さけます内水面水産試験場では、この増殖目標量及び増殖の方法について、昨年、養殖技術グループの方で文献レビューをして文献集を作成しました。漁業権者がどのような方法をとったら良いのか検討する資料として活用してもらえればと思っております。これがスタートしたところなので、今後、現場でもっと良い方法がないかと思った時に各県が行っている様々な魚種の増殖方法を参考に、自分たちができるもの、自分たちができる量をやる、そのような形で活用していただければと思います。

(杉若会長)

増殖方法の是非などについては、内容等も含めてどのような方法が良いのか、来年以降、この委員会で議論を深めて行ければと思っております。

他にご意見等はございませんか。

(ありません。)

(杉若会長)

他にご質問がなければ、議案第4号ついては、原案のとおり決定してよろしいですか。

(異議なしの声)

(会 長)

それでは、そのように決定します。

事務局で用意した案件は以上です。

委員の皆様から何かございますでしょうか。

(ありません。)

(杉若会長)

以上を持ちまして、本日の委員会は終了します。